

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	胡桃沢精一
【住所又は本店所在地】	東京都狛江市
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2024年5月27日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社CaSy
証券コード	9215
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	胡桃沢 精一
住所又は本店所在地	東京都狛江市
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社CaSy 池田CFO
電話番号	050-3183-0299(代表電話)

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	2024年5月20日
訂正箇所	5/24に提出した報告書に関する訂正 提出書類名 根拠条文 変更報告書提出事由

(訂正前)

【表紙】

【提出書類】

大量保有報告書

(訂正後)

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No.1

(訂正前)

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の23第1項

(訂正後)

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の25第1項

(訂正前)

【表紙】

【提出日】

2024年5月24日

(訂正後)

【表紙】

【提出日】 2024年5月27日

(訂正前)

【表紙】

【変更報告書提出事由】 該当事項なし

(訂正後)

【表紙】

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合の1%以上の減少